

廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）交付要綱

第1条 通則

廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、その他の法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2条 交付の目的

この補助金は、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物をリサイクルするための処理施設を民間団体が整備する事業に対して補助することにより、特定復興再生拠点区域の整備事業に伴い大量に発生する廃棄物の処理の課題を解決するとともに、帰還困難区域の復興再生及び産業創生の加速化に貢献することを目的とする。

第3条 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 この要綱において「不燃性廃棄物」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染特措法」という。）第2条第2項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物であって、不燃性のものをいう。
- 二 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- 三 この要綱において「福島県浜通り地域」とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域をいう。
- 四 この要綱において「地元企業等」とは、福島県浜通り地域に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、その他の法人格を有する団体等をいう。

第4条 交付の対象

環境大臣は、次の一に掲げる事業であって、二に掲げる者が三の条件を満たして実施するものを交付の対象とし、事業に要する経費のうち、補助金の交付対象として環境大臣が認める経費について、予算の範囲内において交付する。

一 交付対象事業

特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物をリサイクルするために破碎、選別等を行う施設（施設全体の処理能力が1日当たり320トン以上であるものに限る。）の整備事業とする。ただし、他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等

を除く。

二 交付対象事業者

この補助金の交付を受けて事業を実施する事業者であつて、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 一般社団法人・一般財団法人
- (3) その他環境大臣が適当と認める者

なお、2者以上の事業者が共同で一に掲げる事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、一に掲げる事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

三 交付対象の条件

- (1) 本事業に関して、立地予定の市町村の理解を得ていること。
- (2) 本事業を地元企業等が実施するものであること。

なお、2者以上の事業者が共同で一に掲げる事業を実施する場合には、その事業者のうち、一者でも地元企業等が含まれていれば、交付の対象とする。

第5条 補助金の交付額

一 補助対象事業費

この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の額は、別表第1の1及び2の第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額（実支出額がこの算定根拠により算定された額より少ないときは、実支出額）を合計して算定するものとする。

二 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、前項で算定した補助対象事業費の額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 中小企業 4分の3
- (2) 中小企業以外の者 3分の2

第6条 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 事業計画の変更

本事業の計画について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、第10条に定める変更申請手続により、様式第2による計画変更承認申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

- ① 処理能力
- ② 処理方式
- ③ 施設の設置場所（100m以内の変更を除く。）

④ 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの。

二 経費の配分変更

① 補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の配分を変更しようとする場合には、第10条に定める変更申請手続により、様式第3による交付決定変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

ただし、事業計画の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業計画の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

ア. 工事費

(ア) 本工事費（工種が分けられている場合については、その工種別）

(イ) 付帯工事費（工種が分けられている場合については、その工種別）

(ウ) 用地費及び補償費

(エ) 調査費

(オ) 機械器具費

(カ) 営繕費

(キ) 工事雑費

イ. 事務費

ウ. 車両費

② ①の場合において、次のいずれかに該当する軽微な変更については、承認を要しないものとする。

ア. ①のアの各工事の相互間におけるそれぞれの経費の3割以内の変更

イ. 本工事費及び付帯工事費において工種別金額の3割以内の変更

ウ. 事務費から工事費への流用

第7条 交付の申請

本事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときには、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。補助事業者は、補助金の交付の申請にあたって、当該補助事業における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

第8条 交付決定の通知等

1 環境大臣は、前条の規定による交付申請書又は第10条の規定による変更交付申請書の提出があ

った場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときには交付決定又は変更交付決定を行い、その決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、前条ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時、又は消費税及び地方消費税の申告後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 環境大臣は、第1項の交付決定の通知に際して必要な条件を付することができる。

第9条 交付の申請の取下げ

補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

第10条 変更申請手続

補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、変更理由書を添付して、第6条に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

なお、変更申請にあたっては、変更部分のみ、変更前と変更後の内容が判別できるものとし、事業費内訳等は変更後を上欄に併記して、作成するものとする。

第11条 契約時の措置

- 1 補助事業者は、工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付するものとする。
- 2 補助事業者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、可能な限り複数者から見積りを取った上で、当該見積りの中で補助事業を適正に遂行するに足りると認められる範囲における最低価格を提示した者を選定するものとする。ただし、複数者から見積りを取ることが困難な場合や最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備した上で、補助事業を適正に遂行することが可能と認められる業者と契約等を行うことができる。

第12条 補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第4による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

第13条 事業遅延

補助事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第5による完了予定日変更報告書を環境大臣に提出し、その指示を受けるものとする。ただし、変更後の完了予定日当初の完了予定期

日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りではない。

第14条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第6による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

第15条 実績報告書

- 1 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに様式第8による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 環境大臣は、前2項の規定により補助事業者が提出した書類に不足等がある場合には、実績報告書に関する書類等の提出を補助事業者に求めることができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第16条 補助金の額の確定等

- 1 環境大臣は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、書類審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第17条 補助金の支払

- 1 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を環境大臣に提出しなければならない。

第18条 消費税額等の確定

- 1 補助事業者は、補助事業の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税

等仕入控除税額が確定した場合は、様式第10の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。なお、環境大臣は当該報告があった場合には当該消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

第19条 交付決定の取消等

1 環境大臣は、第12条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、施行令その他の法令等若しくはこの交付要綱及び廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 環境大臣は、前項の規定により取り消しを行った場合は、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取り消しである場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

第20条 補助金の経理等

1 補助事業者は、補助事業の経費について、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載した会計帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その会計帳簿並びに収入及び支出の証拠書類を整理し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿及び証拠書類について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

第21条 債権譲渡の禁止

1 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を環境大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 環境大臣が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が環境大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、環境大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が環境大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- 一 環境大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 環境大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、環境大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、環境大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

第22条 財産の処分の制限等

- 1 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成30年6月1日付け環境会発第0806015号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 4 補助事業者は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理をするとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、取得財産等について、様式第11を記帳整理し、これを保管しなければならない。
- 6 環境大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれ

るときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

7 前項の納付について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第23条 補助事業の表示

補助事業により整備された施設及び機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

第24条 標準処理期間

環境大臣は、第7条又は第10条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定を行うものとする。

第25条 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

第26条 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月 日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

第1 算定基準

1. 直営施工の場合

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
工事費	本工事費	材 料 費	別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。
		労 務 費	別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。
		労 務 者 保 険 料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって関係各法令に定められた額の合計額とする。
		その他諸費	材料費、労務費及び労務者保険料以外の経費で本工事に要する諸掛りの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費、委託料）とし、環境大臣に協議し承認を得た額。
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門・囲障等 工事費 その他の工 事費	施設設備の付帯工事費に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 算定方法は本工事費に準じて算出すること。
	用地費及び 補償費		用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。
	調査費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
機械器具費		環境大臣に協議し承認を得た額。	
営繕費		当該直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額	

事務費	工事雑費	<p>することができる。</p> <p>(1) 工事費が1,000万円以下の場合 5.0%</p> <p>(2) 工事費が1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 4.0%</p> <p>(3) 工事費が3,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p> <p>(4) 工事費が10,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。） 3.5%</p>
	旅費及び 庁費	<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p> <p>(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>
車両費	購入費	<p>不燃性廃棄物の収集運搬に必要な車両の整備に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>

2. 請負施工の場合

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
工 事 費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材 料 費</p> <p>労 務 費</p> <p>直 接 経 費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舍及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。） (8) 交通の管理、安全施設に要する費用 (9) 環境対策に要する費用 <p>の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
			<p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費、安全 費及び環境対策費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費、安全 費及び環境対策費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
		現場管理費	<p>(7) 純工事費が3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>
		一般管理費	<p>(1) 純工事費が1,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(2) 純工事費が1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額	
事務費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門・囲障等 工事費 その他の工 事費	<p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>	
			<p>施設設備の付帯工事費に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 算定方法は本工事費に準じて算出すること。</p>	
			用地費及び 補償費	<p>用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
			調査費	<p>調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
			工事雑費	<p>請負施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%</p>
			旅費及び 庁 費	<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p> <p>(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0%</p>

車 両 費	購入費		<p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p> <p>不燃性廃棄物の収集運搬に必要な車両の整備に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
-------	-----	--	--

付表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撒水機、滅菌機、ブローア、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出設備、電気集塵機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。ただし、現場加工されるものを除く。

第2 費用の説明

補助対象事業費は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

- (1) 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事を含む。以下「本工事」という。）の施工に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、労務費及び補助事業者等が負担する労務者保険料（労働保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）並びにこれら以外の経費で本工事費に要する歩掛の費用をいう。

ただし、請負施工の場合にあつては、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入りに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。
- (ケ) 環境対策費 工事現場における環境改善や地域との融和等の環境対策の実施に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。

(特殊製品については付表参照)

- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
 - ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
 - イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
 - ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「用地費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地の取得又は貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木、その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
- (7) 「調査費」とは、工事を施工するために必要な調査測量及び試験等に要する費用をいう。
- (8) 「機械器具費」とは、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料運搬費、据付費、撤去費、修繕費及び製作に要する経費をいう。
- (9) 「営繕費」とは、工事の施工にあたって工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の損料、借料、移転料及び修繕料をいう。
- (10) 「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

- 2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。